

# 「山梨県動物愛護管理推進計画」の概要

## 計画の趣旨

本計画は「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して、人と動物が調和し、共生する社会の実現に向けた施策を推進するための計画として策定する。

## 計画の位置づけ

「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づく「山梨県動物愛護管理推進計画」は、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した計画であるとともに、「山梨県総合計画」の「戦略5 快適「やまなし」構築戦略」の一つに位置づけられている。

## 計画の基本方針

- ①県民による動物の愛護及び管理に関する取組みの推進
- ②中長期的な視点からの総合的・体系的な動物の愛護及び管理に関する取組みの実施
- ③関係者との連携・協働により施策を実行するための体制の整備

## 計画の期間

令和3年度から令和12年度（10年間）（令和8年度を目途に見直し）

## 目標の設定

- ①犬及び猫の収容数を460頭（匹）以下に削減（旧目標：620頭（匹））
- ②犬及び猫の致死処分（譲渡不適、収容後死亡除く）を限りなくなくす（新設）
- ③犬及び猫に関する苦情件数を580件以下に削減（旧目標：1,300件）

## 本県の現状

### ①犬及び猫の飼養状況（令和元年度）

- ・犬の登録頭数：43,879頭（人口10万人当たり5,410頭）
- ・狂犬病予防注射実施率：73.2%（全国71.3%）
- ・猫の飼養数（内猫）：推計60,000匹（全国推計978万匹）

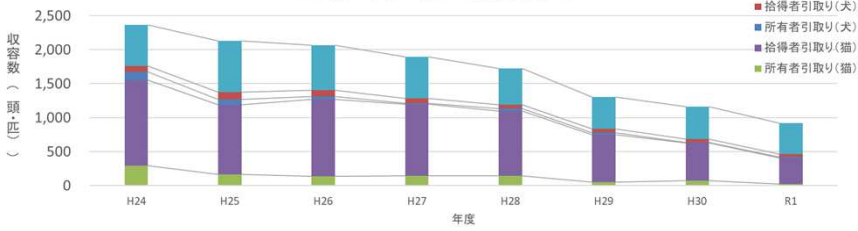
### ②犬及び猫の収容数と致死処分の状況

（収容数：飼い主引取り、飼い主不明引取り、犬の捕獲の合計）

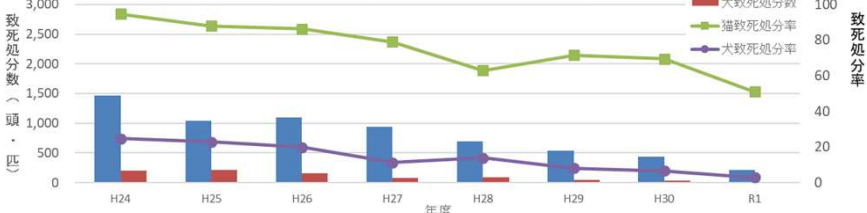
収容数全体としては減少傾向にあるが、係留されていない犬の捕獲と飼い主不明の猫の引取りが多くを占め、未だに年間約923頭（匹）の収容がある。

犬及び猫の致死処分数及び致死処分率は年々減少しており、犬は15頭で2.9%、猫は209頭で51.1%となっている。

犬及び猫の収容の状況（負傷動物除く）



犬及び猫の致死処分数、致死処分率



### ③犬及び猫に関する苦情の状況

令和元年度の犬に関する苦情件数は595件、猫に関する苦情件数は576件となっており、平成24年度と比較すると、犬は928件減少し、猫は511件の減少となっている。

		合計	捕獲依頼	引取依頼	放し飼い	糞尿被害	咬傷事故	その他
R元年度	犬	595	127	105	96	72	63	132
	猫	576	63	120	-	120	-	273
H24年度	犬	1,523	453	240	227	231	57	315
	猫	1,087	306	406	-	201	-	174

## 取組み内容

### ①動物の愛護及び管理の普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

- 動物の愛護及び管理の普及啓発の充実  
終生飼養や適切な繁殖制限措置、所有明示等について、様々な手段による広報活動の実施
- 動物の適正飼養の普及啓発  
適正飼養講習会の実施と、様々な主体と連携した普及啓発の推進
- 動物愛護教育の推進  
各年齢層に合わせた普及啓発や情操涵養のための教室の実施
- 動物由来感染症対策

### ②適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保並びに返還・譲渡の推進

- 犬及び猫の収容数の減少  
犬の逸走防止の徹底、飼い主のいない猫への理解の促進と対策への支援
- 犬及び猫の致死処分率の減少  
所有明示の徹底による返還の促進、団体との連携や子猫の育成等による譲渡の推進
- 負傷動物の収容及び処置
- 収容動物の適正な飼養管理の維持と譲渡の促進
- 福祉部局等他職種との連携  
高齢者や生活保護者等への適正飼養推進のための他職種との連携
- 動物の遺棄・虐待の防止  
遺棄、虐待の防止に関する啓発と、警察との連携強化

### ③周辺の生活環境の保全と動物による危害の防止

- 動物による危害防止  
飼い主への逸走防止・事故防止の指導、特定動物の飼養者への適正管理の徹底指導
- 動物による迷惑防止  
多頭飼養者への適正飼養指導、飼い主のいない猫対策の推進

### ④所有明示（個体識別）措置の推進

- 所有明示の実施率の向上  
マイクロチップ装着努力義務化（犬猫等販売業者義務化）及び変更手続の義務化の周知
- 個体識別技術の普及  
県や市町村担当者のマイクロチップ読み取り技術の向上と読み取りの徹底

### ⑤動物取扱業の適正化

- 第一種動物取扱業者への監視指導の強化  
法改正等に伴う規制強化への遵守徹底
- 第一種動物取扱業者の資質の向上
- 第二種動物取扱業者への指導  
第二種動物取扱業者の把握と届出の徹底と適正な取扱の指導

### ⑥実験動物・産業動物の適正な取扱いの促進

- 実験動物関係者への普及啓発
- 産業動物関係者への普及啓発  
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理の普及啓発

### ⑦災害対策

- 災害時におけるペットの対策に関する普及啓発  
飼い主への同行避難などの普及啓発、災害時におけるペットの扱いに対する体制整備
- 被災動物の救護体制の整備  
関係機関等との連携強化と災害時におけるペットの対応方針の作成
- 特定動物飼養者や動物取扱業者への指導

### ⑧人材育成

- 県及び中核市の担当職員の育成  
専門的な知識と技術を習得するための各種研修会への派遣、技術研鑽講習会の開催
- 市町村の担当職員への支援  
動物愛護管理や狂犬病予防に関する知識と技術向上のための研修会開催
- 動物愛護推進員の活動への支援

### ⑨調査研究の推進

- 調査研究の体制整備及び調査研究の推進  
最新の科学的な知見等の情報収集や現状把握とそれらに基づいた実施方法の検討

人と動物が調和し共生する社会の実現